告示

○政治資金適正化委員会告示第三号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年一月十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
一五〇四	眞鍋　淳也	一五〇六　二三、二四五〇	四、一四、三〇
一五八四	二五、一二、二〇	小森　淳	二四六一　二五、
四五八五	二五、一二、二〇	髙石　秀夫	
四五八三	二五、一二、二〇	浅野亮太郎	

○政治資金適正化委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年一月十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四五八三	二五、一二、二〇	浅野亮太郎
四五八四	二五、一二、二〇	小森　淳
四五八五	二五、一二、二〇	髙石　秀夫

○法務省告示第十四号

沖縄県宮古島市役所保存の次の原戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年二月十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年一月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古郡伊良部村字国仲六百二十六番地

前泊加那志

同村字国仲九十番地

吉濵　蒲市

○法務省告示第十五号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十六年一月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古郡伊良部村字国仲九十番地

吉濵　蒲市

○法務省告示第十六号

宮城県登米市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年二月十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、登米市役所又は仙台法務局登米支局に照会すること。

平成二十六年一月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

宮城県登米郡寶江村大字田沼新井田字柴垣二十四番地

熊谷　源七

○法務省告示第十七号

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年二月十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年一月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上田市大字常入二百九十二番地

竹内　米八

○外務省告示第十号

平成二十五年十一月二十九日にジャカルタで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十六年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百九十八億四千八百万円（一九、八四八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、国際復興開発銀行及びアジア開発銀行による連結性強化開発政策借款の下での改革計画（以下「改革計画」という。）においてインドネシア共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、インドネシア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　利子率は、年〇・八パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、インドネシア共和国の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　インドネシア共和国政府は、インドネシア共和国政府の名義でインドネシア銀行に開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をインドネシアの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、インドネシア共和国政府の国家予算に編入され、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために使用される。

5　借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払の責任も、インドネシア共和国政府が負う。

6　インドネシア共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って実施されることを確保する。

7　インドネシア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

8　インドネシア共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるインドネシアの財政課徴金及び租税を免除する。

9　(1)　インドネシア共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

(2)　インドネシア共和国政府は、この了解に基づく両政府の権利及び義務に影響を及ぼすことなく、インドネシア共和国の関係法令に従って借款を使用する。